



# 情報通

2007. January 1月号  
 発行日：平成19年1月1日  
 発行：東京税理士会  
 情報システム委員会  
 題字：金井塚 清 (豊島)

## 電子申告が変わりました!!

平成19年1月4日以降、税理士が代理する申告申請等の概略イメージ

税理士は		納税者は
● 提出必須	← *電子申告等開始届 →	提出必須 (税理士の代理申請可) ○
● 取得必須	← *電子証明書 of 取得 →	省略可 ×
● 税理士自身代理 ● 暗証番号登録 ● 納税者から通知	← *利用者識別番号 →	税理士へ通知 (委任行為) ○
● 設定必須 ● 初期設定	← *e-Taxソフト of 設定 →	設定推奨 △
● 利用者ファイル ● 税務書類作成 ● 税理士の電子署名	← 電子署名 →	省略可 ×
● 税務書類送信	← 国税電子申告・納税システム e-Tax →	

×は納税者で省略可となり、△は必要に応じて、○は委任可および通知という簡単な手順です。

### 税理士送信時、納税者の電子署名省略可能!

本年1月4日から、国税電子申告・納税システム (e-Tax) において、納税者から委嘱された税理士が申告・申請データの送信を行う場合、その納税者の電子署名を省略することができるようになります (平成18年12月21日国税庁発表)。

これは、財務省の「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」(通称「オンライン省令」)の一部が改正されることによるものです。つまり、「申請等において氏名等を明らかにする措置」を定めた規定が、申請等の情報に電子署名とその電子証明書を必須と定めていたのを、税務書類作成の委嘱を受けた税理士が納税者に代わって電子申告による送信を行う場合に納税者の電子署名を省略できるものと改正されることによるものです。

国税庁へ送信する納税者の申告等データをその納税者の利用者識別番号 (いわゆる「ID」) を登録した利用者ファイルで税理士自身の電子署名を付して作成し、税理士自身の利用者識別番号と暗証番号 (いわゆる「パスワード」) でe-Taxにアクセスして送信することができ、その申告等データに納税者の電子署名を付さなくてもよいことになるわけです。

したがって、納税者から電子申告の送信を委嘱される場合には、その納税者の利用者識別番号を覚えてもらう必要があります。電子申告を行うことについて後日トラブルとならぬよう十分納税者に説明し、了解を得ておく必要があります。日税連では、「電子申告に係る利用者識別番号の利用同意書」のひな型を定め、会報等を通じて会員に提供していますのでご活用ください。

### 所得税確定申告期間中は24時間利用可能

本年の2月16日から3月15日までの平成18年分所得税の確定申告期間中、e-Taxは24時間利用可能になります。つまり、現行では平日の午前9時から午後9時までしか利用できないわ

けですが、この期間は連日24時間利用できることになるわけです。

具体的には、2月15日の午後9時に利用ができなくなって2月16日午前0時から利用できるようになるというのではなく、また3月15日の午後12時で利用できなくなるというのではなく、2月15日午前9時から利用可能な状態が約1ヶ月間連続で続き、3月16日の午後9時に利用できなくなるということで通常の状態に戻るということになる予定です。2月16日から3月15日のすべての日が24時間利用可能ということを実現するためには上記のような仕組みになるわけです。

ここで注意しなければならないのは、3月15日午後12時の申告期限が厳密に守られる予定であることです。アクセス集中による通信状況の悪化により、3月16日午前0時以降に送信が完了 (期限後申告) する事態も想定されますので、現時点においては、時間的な余裕をもって送信を行うようこころがけなければなりません、と注意を喚起させていただきます。

### 納税者署名省略送信に必要な準備はお済みですか?

1. 電子署名に必要な有効な電子証明書をお持ちですか?
2. 日税連認証局発行のICカード (電子証明書搭載) を紛失・失効させていませんか?
3. 電子署名に必要なICカードリーダーライターをお持ちですか?
4. 開始届を済ませ、税務署から利用者識別番号と暗証番号を取得していますか?
5. 所定の期限内に暗証番号の変更を済ませなかったため、暗証番号が失効していませんか?
6. 電子証明書のe-Taxへの登録はお済みですか?
7. e-Taxソフトをご利用になる場合、バージョンアップを行って最新の状態にしていますか?

# 銀行融資における電子申告 データ活用の事例

## ～電子申告データ受付によるXBRL利用 その1～

融資業務と電子申告の関係については『情報通』でも何回か取り上げてきましたが、今回は、最大手の三菱東京UFJ銀行が電子申告データ及び電子納税証明の受付を平成18年10月から開始し、XBRLによる財務データの活用に着手したという事例(平成18年9月29日付日本経済新聞参照)を紹介したいと思います。

従来から紙で銀行に提出していた申告書及び添付決算諸表を電子データのまま受け付けてもらえるということで、電子申告のために作成するデータが申告以外の目的に利用できるようになり、関与先企業にとっても大きな意義があるものと考えられます。このようにデータ再利用が拡大することは電子化の大きなメリットであり、電子申告普及にはずみをつけるきっかけになる可能性もあることから、注目すべき事例といえます。

なお、本記事の構成にあたっては、XBRL Japan金融委員会において発表された内容をもとに三菱東京UFJ関係者に取材させていただきましたので、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

### ＜サービス開始の背景＞

金融機関は融資先企業の財務内容を分析するため、税務署の受付収受印が押された紙の申告書コピーを当該企業に提出してもらうのが従来から一般的な手続きでした。こうして顧客から入手した財務諸表のデータを審査や格付のシステムに取り込む作業は手作業が中心となっており、相応の時間と労力がかかっています。このため、財務情報を電子化しようとする試みは過去にも行われてきていますが、勘定科目の範囲が異なっていたり、データの作成基準が異なっていたり、なかなか効率化を進めることができませんでした。

国税庁が2004年6月より全国で展開している国税の電子申告・納税システム(e-Tax)において、法人税の申告に際して必要となる貸借対照表・損益計算書などの財務情報を作成するデータ形式としてXBRLを採用したことから、三菱東京UFJ銀行は、融資顧客の財務分析を行うためにXBRLを活用できないか検討を進めてきました。財務データを電子データ、しかも標準化されたXBRL形式で入手す

ることができれば、これまで手作業に依存してきた入力作業の効率化を図ることができるだけでなく、データ精度の向上も図ることが期待できるためです。

また、電子申告を行った融資先企業のなかから電子データの受付を望む声が出始めました。金融機関が電子データ受付に対応していないため、電子申告を行った企業は、申告データをわざわざ印刷して金融機関に提出せざるをえませんが、一部金融機関では「税務署の受付収受印がない」ということで受付に難色を示すケースも出ています。つまり、電子申告を行うことによって、銀行取引の利便性が損なわれる状況となっていた訳です。その結果として、一部の税理士から「銀行からの融資を考えている顧問先企業には電子申告を進めにくい」という声も出ていました。

こうした状況を背景として、三菱東京UFJ銀行は、平成18年10月より電子申告を行なった融資取引先から決算情報を含む電子申告データ及び電子納税証明の受付を開始しました。

電子申告の実績が法人税申告全体の数パーセント程度の現状においては、電子データ受付による業務効率化の効果は限定的であると考えられるものの、政府が「IT新改革戦略」において電子申告普及を最重点課題と位置づけられており、国税庁が中心となって関係者に電子申告の普及を働きかけていることから、次第にこうしたデータ受付サービスの利用者が拡大するものと見込まれます。さらには、こうした金融機関の動きも電子申告の認知度向上につながるものと期待されます。

# 東京税理士会会員向け IT研修会のご案内

東京税理士会情報システム委員会

## 1. IT研修・研修内容及び費用

### ① Word入門 全6時間

【内容】パソコン操作の基本となる文字入力、変換、文書編集、保存、印刷の基礎を習得する。  
【受講の基準】日本語入力やマウスの操作も含めて、まったくパソコン操作経験のない方向けの研修(※1)  
【費用】13,650円(受講料・教材費・消費税込み)

### ② Excel入門 全6時間

【内容】表計算の基本となるデータ入力、表作成、四則計算、関数計算、グラフ作成、保存などの操作を習得する。  
【受講の基準】パソコンを利用して日本語入力やマウス操作はできるが、Excelなど表計算機能は経験のない方向けの研修(※1)  
【費用】13,650円(受講料・教材費・消費税込み)

### ③ インターネット入門 全3時間

【内容】インターネットの利用方法、ホームページ検索、閲覧、電子メールの送受信方法を習得する。  
【受講の基準】パソコンを利用して日本語入力やマウス操作はできるが、電子メールとインターネットは経験のない方向けの研修(※1)  
【費用】10,500円(受講料・教材費・消費税込み)

### ④ セット講座(全4コース)

【内容】上記、①Word入門、②Excel入門、③インターネット入門を組み合わせて受講し、パソコンの全般的な操作方法を習得する。  
【受講の基準】①Word入門、②Excel入門、③インターネット入門と同様。  
【費用】A:①Word入門+②Excel入門・・・25,200円  
B:①Word入門+③インターネット入門・・・21,000円  
C:②Excel入門+③インターネット入門・・・21,000円  
D:①Word入門+②Excel入門+③インターネット入門・・・35,700円  
(受講料・教材費・消費税込み)

※1・・・受講の基準は、目安に過ぎないので、自由にご希望の研修をお申込できます。  
この他にも、中野キャリアスクールによる「しっかりマスターコース」など、もっと勉強されたい方向けのコースもあります。ここで紹介している研修の受講を希望される方は、本会事務局総務課までTELまたはFAXでご連絡下さい。折り返し、申込み手順、研修教室地図等について詳細な内容を記載した「IT研修案内文書」をご希望のFAX宛に送付いたします。

## ◆◆会員向けIT研修の申込みについて◆◆

パソコン等の研修事業を実施している「中野キャリアスクール」の協力のもと、主にパソコン操作方法等に関して初心者を対象とした「会員向けIT研修」を開催しております。ここで紹介している研修の受講を希望される方は、本会事務局総務課までTEL又はFAXでご連絡下さい(書式は何でも結構です)。折り返し、申込み手順、申込み用紙、研修教室地図について詳細な内容を記載した「IT研修案内文書」をご希望のFAX宛に送付いたします。

東京税理士会事務局総務課 連絡先 TEL 03-3356-4461 FAX 03-3356-4469

## 2. 研修日程表及び研修場所について

### ① Word (6時間) コース

曜日	月・火曜日			水曜日	
時間	*1日3時間ずつ実施し、2日間(月、火)通うコースです。 17:00~20:00			*1日6時間実施するコースです。 10:00~17:00(1時間休憩)	
場所	新宿	京王八王子	新宿	(ご注意) Word入門は、銀座校では実施いたしません。	
月	実施日	講座NO.	講座NO.	実施日	講座NO.
2月	5日・6日	19	49	7日	70
3月	5日・6日 12日・13日	20 21	50 51	7日	71

### ② Excel (6時間) コース

曜日	水曜日	
時間	10:00~17:00(1時間休憩)	
場所	新宿	
月	実施日	講座NO.
2月	14日	111
3月	14日	112

(ご注意) Excel入門は、新宿校のみでの実施となります。

### ③ インターネット (3時間) コース

曜日	水曜日			金曜日		
時間	*夕方から実施するコースです。 17:00~20:00			*午後から実施するコースです。 13:00~16:00		*夕方から実施するコースです。 17:00~20:00
場所	新宿	京王八王子	新宿	新宿	銀座	
月	実施日	講座NO.	講座NO.	実施日	講座NO.	実施日
2月	14日	—	221	16日	249	16日
3月	7日	—	222	9日	250	9日
	14日	209	—	16日	251	16日
						280
						281

